

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険税は納期内に納入してください

本年度の国民健康保険税(以下、国保税)の納付書が7月に発送されました。第1期のお支払いはもうお済でしょうか。国保税は、7月から翌年2月までの8回で納めることになっています。年度の途中で国民健康保険(以下、国保)に加入、または脱退した場合は、国保税を月割りで計算します。国保税は国保の制度を支える大切な財源ですので、忘れずに納めましょう。

国保税の納付は口座振替が便利です

国保税の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。口座振替なら、国保税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もないので安心・便利・確実です。一度手続きをするだけで、翌年度以降も自動的に継続されます。

国保税には負担軽減措置があります

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人に対して、離職した本人の前年の給与所得を100分の30の額とみなして、国保税を計算する軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

○軽減対象期間
離職日の翌日から翌年度末まで(国保の資格を喪失した場合はその時点まで)

○対象者
雇用保険法の特定受給資格者および特定理由離職者
※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の人です(離職時点で65歳以上の人および雇用保険の受給資格のない人は対象になりません)。

○申請に必要なもの
①雇用保険受給資格者証
②印鑑
③マイナンバーがわかるもの

新しい高齢受給者証をお送りします

70歳から74歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得によって負担割合(2割または3割)を判定し、毎年8月1日に更新されます。対象者には、7月下旬に世帯主宛てに郵送しました。新しい受給者証がお手元に届いているかご確認ください。

▲高齢受給者証



8月は限度額適用認定書の更新月です

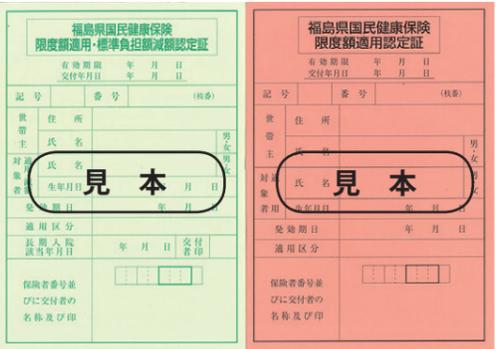
入院の予定がある人、外来での医療費が高額になりそうな人などは、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、医療費の窓口負担が【表1・2】のとおりとなります。認定証が必要な場合は、事前に国保年金

係の窓口で申請し、交付を受けるください。

また、非課税世帯(世帯の国保加入者(擬制世帯主含む)全員の住民税が非課税)には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関に提示することで、保険診療の一部負担金が限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます【表1・2】。

有効期限が令和3年7月31日までの認定証を持っていて、引き続き認定証が必要な人は、新たに申請が必要です(前年の所得に応じて負担区分を再判定します)。

▲限度額適用認定証



【表1】●70歳未満の人

所得区分	1カ月の自己負担限度額		入院時の1食の食事負担
	3回目まで	4回目以降	
ア：年間所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ：年間所得 600万円～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円
ウ：年間所得 210万円～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円
エ：年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	460円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円(※)

【表2】●70歳以上(高齢受給者)の人

所得区分			1カ月の自己負担限度額			入院時の1食の食事負担
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降	
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得額	690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
	Ⅱ		380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円
	Ⅰ		145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円
一般			18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円	44,400円	460円
低所得者 (住民税非課税)			低Ⅱ	8,000円	24,600円	210円(※)
			低Ⅰ		15,000円	100円

(※) 過去12カ月間で入院日数が90日を超えると160円になります。詳しくは国保年金係にお問い合わせください。

- ・4回目以降の金額は、過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合に適用される金額です。
- ・入院時の食事負担や差額ベッド代などは、自己負担限度額に含まれません。

圓町民生活課 国保年金係 ☎(62)2114

国保税の滞納が続くと・・・

特別な事情もなく国保税を納めないでいると、以下のような措置を受けることがあります。

- ①納期限を過ぎると督促、催告が行われ、延滞金が加算される場合があります。
- ②納期限から1年を過ぎると、保険証を返却することになり、資格証明書が発行されます。資格証明書で医療機関を受診すると、医療費はいったん全額自己負担となります。
- ③納期限から1年6ヶ月を過ぎると、国保の給付の全部又は一部が差し止められます。
- ④差し止められた国保の給付分が滞納している国保税に充てられます。

※このほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

納付が困難なときは、早めに税務課へ相談しましょう。